

こ保第 335 号
令和 6 年 4 月 18 日

保護者の皆様

保 育 課 長

延長保育料における申請について（依頼）

平素は、本市保育行政の推進に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標題の件につきまして、保育所（園）及び認定こども園で延長保育を利用された場合は延長保育料をお支払いいただいておりますが、延長保育を利用された世帯のうち、保育料の階層区分がA階層（生活保護世帯）及びB 1階層（市民税非課税世帯で母子・父子・障害世帯）の方は延長保育料が無料、B 2階層（市民税非課税世帯でB 1階層以外の世帯）の方は延長保育料が減額されます。

つきましては、延長保育料の免除・減額を希望される場合は、下記のとおり、各施設に対し、申請を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、申請に必要な手続は、利用している施設によって違いがありますので、各施設にお問い合わせください。

記

1 延長保育料の免除・減額

A階層、B 1階層及びB 2階層の世帯につきましては、保護者からの申請に基づき、延長保育料を免除・減額します。

2 申請時期

年 2 回（4 月・9 月）

3 申請方法

継続利用の方は「保育料決定通知書」、新規入所の方は「入所承諾書」又は「利用調整結果通知書」のコピーを利用している施設に御提出ください。

※ 提出が遅れた場合、免除・減額の遡及はできませんので、御注意ください。

【問合せ先】

寝屋川市こども部保育課

TEL 072-812-2552 (直通)